
《内閣府 男女共同参画局から》

- DVで避難している方も、条件を満たせば、特別定額給付金（一人10万円）を受け取ることができます。
- 【DV相談プラス】電話（24時間対応）・メール・SNS（10か国語程度に対応）で御相談いただけます。
- 男女共同参画局HPへの新型コロナウイルス感染症に関する国際機関による発表、報告書、各国の取組等の掲載
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について

《お知らせ》

- 「女性関連施設相談員研修」（オンデマンド研修）開催【文部科学省】

《内閣府 男女共同参画局から》

- DVで避難している方も、条件を満たせば、特別定額給付金（一人10万円）を受け取ることができます。
まずは、速やかに、各市区町村の窓口にご相談ください。

配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に、お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、裏面に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。

・世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

今お住まいの市区町村に申請を行っていただきます。

・手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があっても支給しません。

【手続き】

- ・今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。「申出書」は、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。
- 4月30日を過ぎても申出をすれば給付金を受け取ることができます。
- ・「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。
婦人相談所等が発行する「証明書」又は市区町村、福祉事務所、民間支援団体等が発行する「確認書」
保護命令決定書の謄本又は正本
- ・同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどがが必要です。
- ・令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。
- ・ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。
- ・上記の「証明書」「確認書」について、申出時に提出できない場合には、給付金支給申請時に提出いただくことができます。
- ・「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。
- ・特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。
- ・詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

- 【DV相談プラス】電話（24時間対応）・メール・SNS（10か国語程度に対応）で御相談いただけます。

新型コロナウイルスに伴う外出自粛や休業が行われる中、生活不安・ストレスからDV被害の深刻化が懸念されています。

「暴力を振るわれている」「辛い」と感じていたら、ひとりで悩まず、ご相談ください。

【DV相談プラス】

- ・電話での相談（24時間対応）：0120-279-889（つなぐ・はやく）
- ・メールでの相談：<https://form.soudanplus.jp/mail>
- ・SNSでの相談（日本語と英語や中国語など10か国語程度の外国語対応）：<https://form.soudanplus.jp/ja>

【DV相談ナビ】もあります。

- ・0570-0-55210（ここにでんわ）

詳しくはこちらをご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

または、DV相談+ホームページ

<https://soudanplus.jp>

ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

- 男女共同参画局HPへの新型コロナウイルス感染症に関する国際機関による発表、報告書、各国の取組等の掲載

新型コロナウイルス感染症に関する国際機関による発表、報告書、各国の取組等を随時男女共同参画局HPに掲載しています。

それぞれの概要、仮訳、原文の詳細は、HPをご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/sp_index.html

- ・国際連合報告書「政策概要: 新型コロナウイルスの女性への影響」

令和2（2020）年4月9日、国連は新型コロナウイルスの女性への影響について報告書を発出しました。全文を和訳（仮訳）しておりますので、是非ご覧ください。

本報告書は、新型コロナウイルスが及ぼす悪影響は、健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域において、

単に性別だけを理由として女性・女兒にとって大きくなっていることを指摘し、女性への影響を踏まえた政策的対応の重点事項を示しています。

仮訳：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200427_1.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について

2020年3月28日（土）に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長：内閣総理大臣、本部員：全国務大臣）において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されました。

対処方針においては、「政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、（中略）女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するもの」としております。

対策本部では、橋本女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、すべての閣僚に対し、各種対策の実施に当たっては、負担が女性に偏って生じたり、女性が更に困難な状況に置かれたりすることのないよう、施策が女性に与える影響を十分に配慮して実施いただきたい旨、発言しました。

新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

《お知らせ》

●「女性関連施設相談員研修」（オンデマンド研修）開催【文部科学省】

国立女性教育会館(NWEC/ヌエック)では、女性に対する暴力などの喫緊の課題解決を目指し、複雑・多様化する悩みに男女共同参画の視点から適切に対応できる相談員の育成と業務の質の向上を図るための専門的・実践的研修を実施します。

■日時 令和2年6月17日(水)～30日(火)

※オンデマンド研修です。インターネット接続可能なパソコン環境が必要です。

※最新の情報はNWECホームページでご確認ください。

■対象 女性関連施設、相談機関等の相談員等90名

■申込 令和2年5月13日(水)午前9時～26日(火)午後5時締切

※先着順ではありません。応募多数の場合は、抽選とし、初めて参加される方、これまで参加が少ない地域の方の申込を優先させていただきます。

■参加費 無料（通信料は御自身の負担となります。）

※詳細は、こちらを御覧ください。

https://www.nwec.jp/event/training/g_soudan2020.html

□お問合せ先

国立女性教育会館事業課 山口、島田、大木田

TEL:0493-62-6724

=====
●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、令和2年5月29日(金)に配信する予定です。

=====
●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

□配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

□バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

□このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>